

令和5年7月吉日

保護者の皆様

半田市教育委員会教育長
鈴川慶光
半田市立さくら小学校長
北中美郷

「ラーニングの日」の実施について

盛夏の候 保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、見出しおことにつきまして、下記のように実施いたします。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 導入時期 令和5年9月1日（金）

2 「ラーニングの日」を取得できる日数
年に3日までとする。

ただし、令和5年度については、2学期以降の実施となるため、2日までとします。

3 「ラーニングの日」の取扱

学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。

4 「ラーニングの日」の届出の方法

- ① 学校HPまたはte to ruの添付ファイルから「ラーニングカード」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。
- ② ①が無理な場合は、「ラーニングカード」を、お子様を通じてお渡しいたしますので、学校へ連絡してください。カードが届きましたら、必要事項を記入の上、提出してください。

5 「ラーニングの日」を取るにあたってご留意いただきたいこと

(1) 「ラーニングの日」は、事前に届け出る必要があります。

届け出る内容：「学ぶ日」「学ぶ場所」「学ぶこと」「給食をカットする日」

(2) 給食については、「ラーニングの日」を取る日の3日前（土・日曜、祝日は含まず）までに届出をすればカットすることができます。それ以後は、カットすることができないため、給食費を徴収します。

※できるだけ早めの届出（計画が決まり次第）にご協力ください。

(3) 「ラーニングの日」の取得により、学校で受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。補習など特別な対応は行いません。

連絡先 半田市立さくら小学校 教頭 竹市
電 話 0569-26-0070